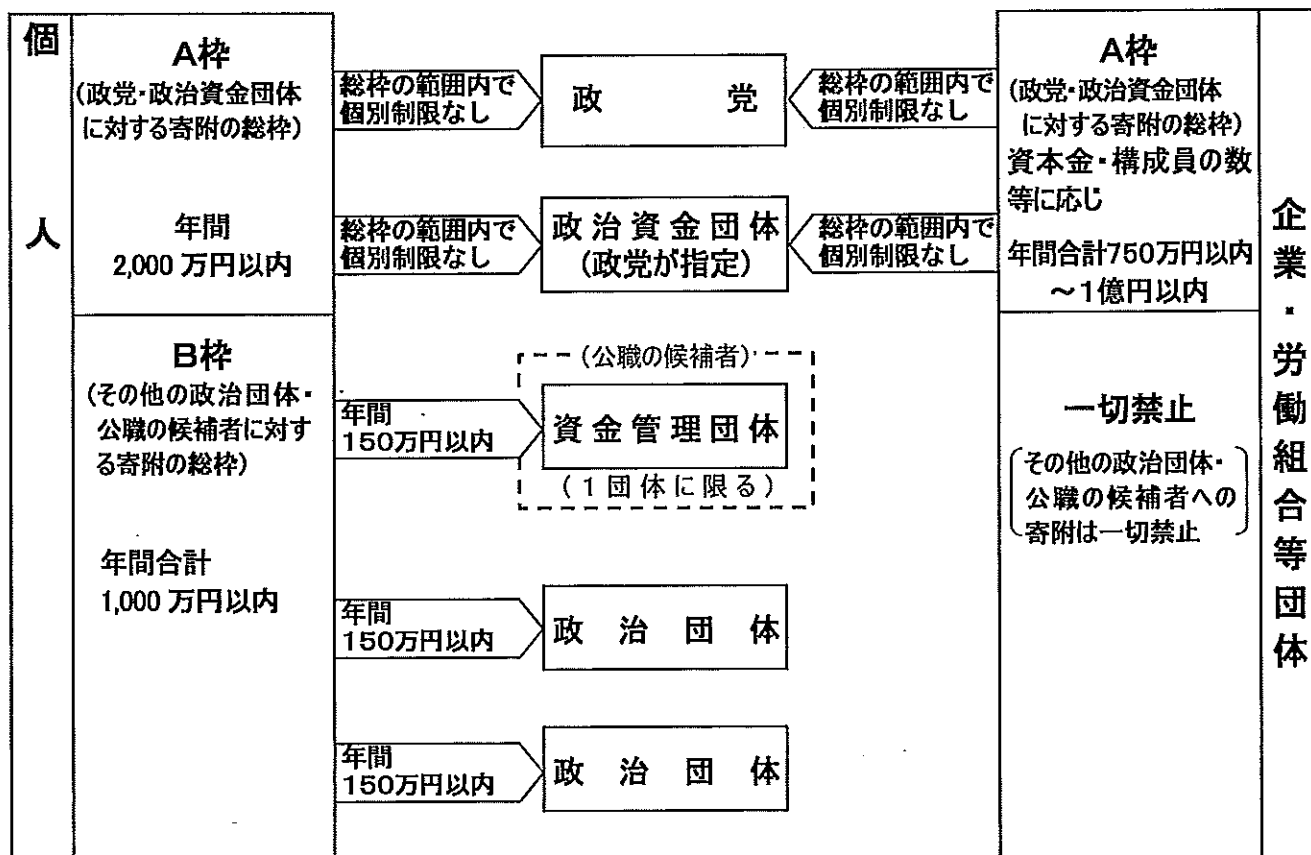
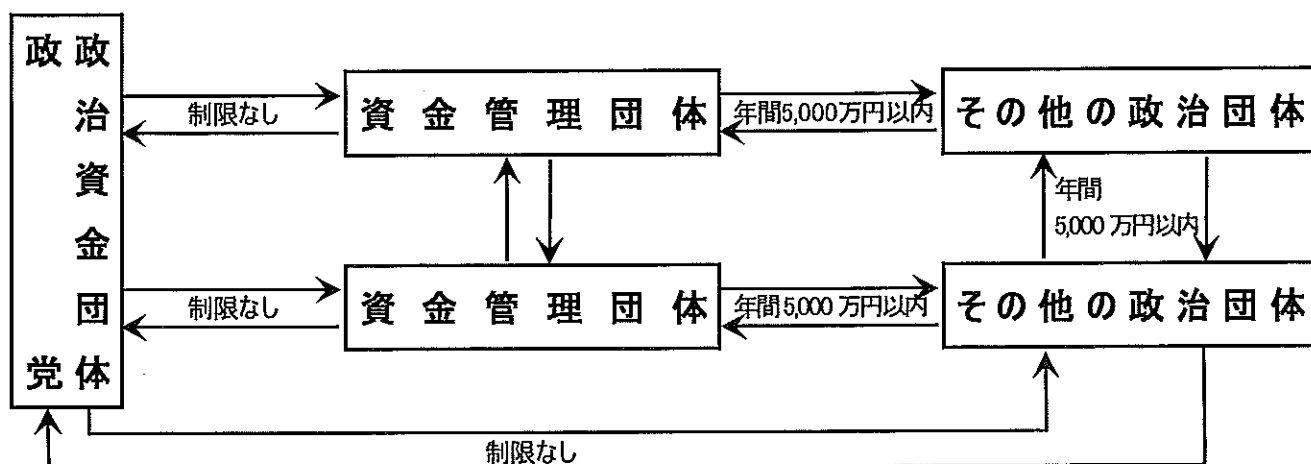


資料 1 政党・政治団体への政治資金の流れについて

現 行



○ 政治団体間の政治資金の流れについて



※政治資金団体から政党、政治団体への寄附及び政党、政治団体から政治資金団体への寄附については、預貯金口座への振込みによる寄附(1,000円以下の寄附、不動産の譲渡・貸付けによる寄附を除く)に限られる。

※なお、政治資金団体から公職の候補者への選挙運動に関する寄附についても同様。

寄附の質的な制限一覧

政治資金規正法による制限

| 寄附をしてはならない者 | 禁止期間 | 禁止の内容 |
|---|------------------------|--|
| ① 会社、労働組合等の団体(政治団体を除く。(法第21条)) | 時期を問わず | 政党、政治資金団体に対するものを除く政治活動に関する一切の寄附 例外 政党の支部で、1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものに対する寄附は禁止される(法第21条④) |
| ② 政党以外の何人も(法第21条の2) | | 公職の候補者の政治活動に関して金銭等によってする寄附 例外 選挙運動に関する寄附は金銭等によってすることができる。また、政治団体に対してするものも禁止されない。 |
| ③ 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。以下⑥において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下⑥において同じ。)を受けた会社その他の法人(法第22条の3①) | 給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間 | 政治活動に関する一切の寄附 |
| ④ 国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人(法第22条の3②) | 時期を問わず | 当該地方公共団体の議会の議員、長の選挙に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し若しくは反対する政治団体への寄附 |
| ⑤ 地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人(法第22条の3④) | | |
| ⑥ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人(法第22条の3④) | 給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間 | |
| ⑦ 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社(法第22条の4①) | その欠損がうめられるまでの間 | 政治活動に関する一切の寄附 |
| ⑧ 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等(法第22条の5) | 時期を問わず | 政治活動に関する一切の寄附 例外 日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附については、禁止されない |
| ⑨ 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で(法第22条の6①) | | 政治活動に関する一切の寄附 速やかに国庫に納付する手続をとらなければならない(法第22条の6④) 例外 匿名寄附のうち、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる政党又は政治資金団体に対する1件1,000円以下の寄附は禁止されない(法第22条の6②) |

注1 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法であっせんに係る行為をしてはなりません(法第22条の7①)。

注2 寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めてはなりません(法第22条の7②)。

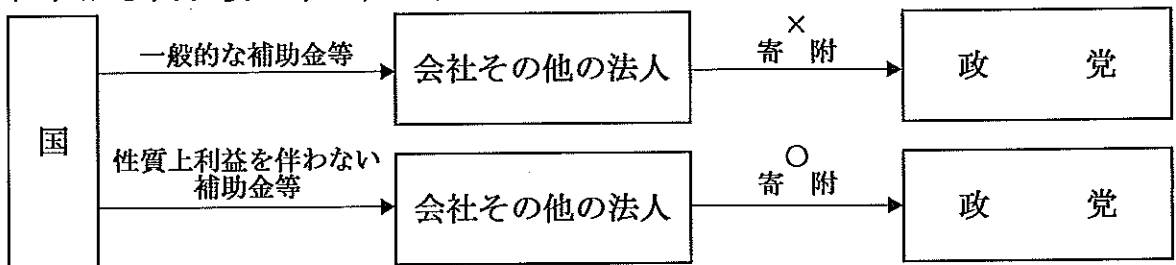
国から補助金等を受けている法人の寄附の禁止

平成27年2月13日(金)現在

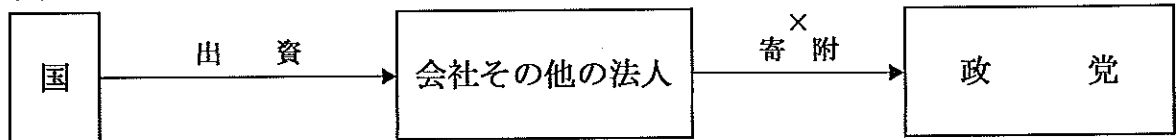
○ 現 行 制 度

(1) 政治活動に関する寄附禁止（政治資金規正法第22条の3第1項、第2項）

- ① 国から補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を含む。）の交付決定を受けた会社その他の法人は、政治活動に関する寄附は、一定期間禁止。
- ② 試験研究、調査又は災害復旧にかかるものその他性質上利益を伴わない補助金等の交付決定を受けた会社その他の法人は、政治活動に関する寄附は禁止されない。
- ③ 政治活動に関する寄附をすることができない期間は、交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までである。

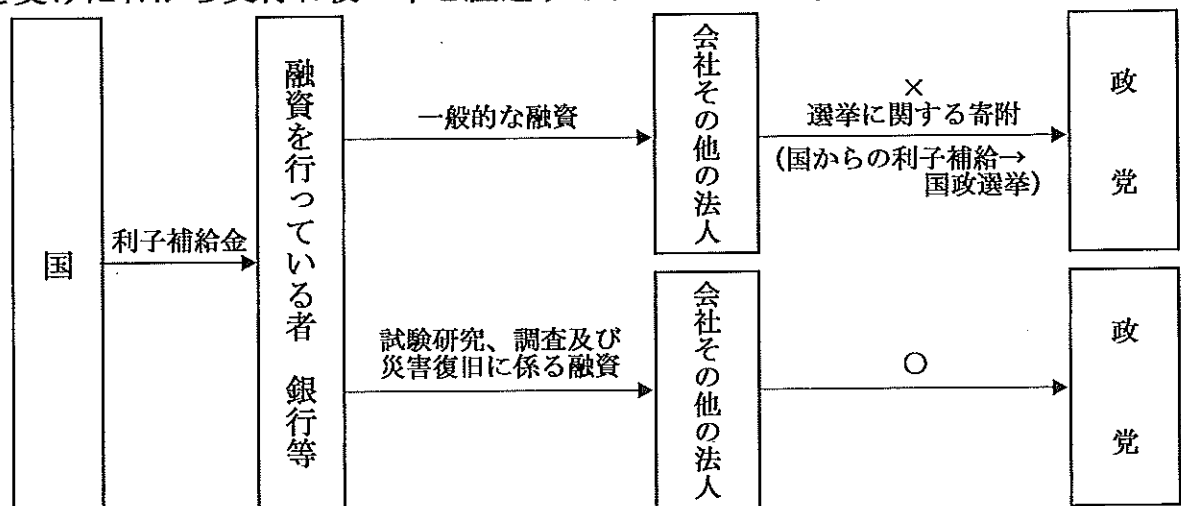


- ④ 国から出資を受けた会社その他の法人は、出資を受けている間、寄附禁止。



(2) 選挙に関する寄附禁止（公職選挙法第199条第2項）

- ① 国の利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して寄附禁止。
- ② 選挙に関する寄附をすることができない期間は、利子補給金の交付決定通知を受けた日から交付日後1年を経過する日までである。



※ 会社その他の法人の政党及び政治資金団体以外の者に対する寄附は、禁止されている。

政治資金パーティーに関する規制

1 政治資金パーティーとはどんなものをいうのですか

政治資金パーティーは、「対価（会費）を徴収して行われる催物のうち、会費収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます。）に関し支出することとされているもの」をいいます。

したがって、会費を集めて行う催物、例えば「忘年会」、「新年会」、「〇〇さんの△△を祝う会」など、その「名称の如何」、「会費額の大小」を問わず、参加者が実費程度を負担して行われているもの（収益をあげて、それを政治活動のために支出することを目的としないもの）は、「政治資金パーティー」とはいいません。

2 政治資金パーティーは誰でも開催できますか

政治資金パーティーは、「原則として政治団体によって開催されるようにしなければならない」としています（規正法8条の2）。しかし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催することは特段の規定はありませんので、任意の団体等が政治資金パーティーを開催することは禁止されていません。

しかし、政治団体以外の者が政治資金パーティーのうち、その収入額が1千万円以上となるもの、あるいは1千万円以上になると見込まれるもの（これらを「特定パーティー」といいます。）を開催するときは、届出が必要となります。

なお、政治団体以外の者が「政治資金パーティー」を開催し、その残額を政治団体等に寄附する場合、寄附の制限を受けますので、政党、政党支部及び政治資金団体に対する年間750万円～1億円の範囲しか寄附ができませんし、それ以外の者に対する寄附は禁止されます。

また、この政治団体以外の者は、政治活動に関する寄附を受けることはできませんので注意して下さい。

3 特定パーティーとはどんなパーティーをいうのですか

特定パーティーは、政治資金パーティーのうち、その対価（会費）に係る収入が「1千万円以上になるもの」あるいは「1千万円以上と見込まれるもの」をいいます。

政治団体が政治資金パーティーを開催するときは、何ら届出の必要はありません。しかし、政治団体以外の者が「特定パーティーとなるもの」あるいは「特定パーティーになると見込まれるもの」を開催するときは、その開催しようとするときから政治団体と見なされますので、政治団体としての届出（設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備え付け、収支報告書の提出義務を負うこととなります（規正法18条の2）。

また、計画当初は特定パーティーとされないはずであった政治資金パーティーが、開催規模を拡大したり、結果として1千万円以上となった場合にも「特定パーティー開催

団体」となりますので、規模の拡大を決定したとき又は1千万円以上になったときから7日以内に設立の手続きが必要となります(規正法18条の2①)。この場合、届出を出すまでの間は、届出をしたものと見なされることになっています(規正法18条の2③)。

なお、政治団体が特定パーティーを開催するときには特段の届出は必要ありません。

4 政治資金パーティーに何か規制がありますか

政治資金パーティーの対価の支払い(パーティー券の購入)は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提にしている限り、政治活動に関する寄附には該当しません。しかし、政治資金パーティーの開催は政治団体が開催することを原則としており、その適正化を図るため、①パーティー収入の明確化、②パーティー券の大口購入者の公開、③量的制限及びあっせんの制限等の規制が設けられています。

(1) 量的制限(個別制限)と公開基準

一回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いは150万円以下に限られます(規正法22条の8①③)。

また、政治資金パーティーの対価の支払いについての公開基準は、一回の政治資金パーティー当たり20万円を超えるもの(20万1円以上)で、支払いをした者の氏名(又は団体名称)、住所(又は所在地)、職業等を収支報告書へ記載しなければなりません(規正法12条)。

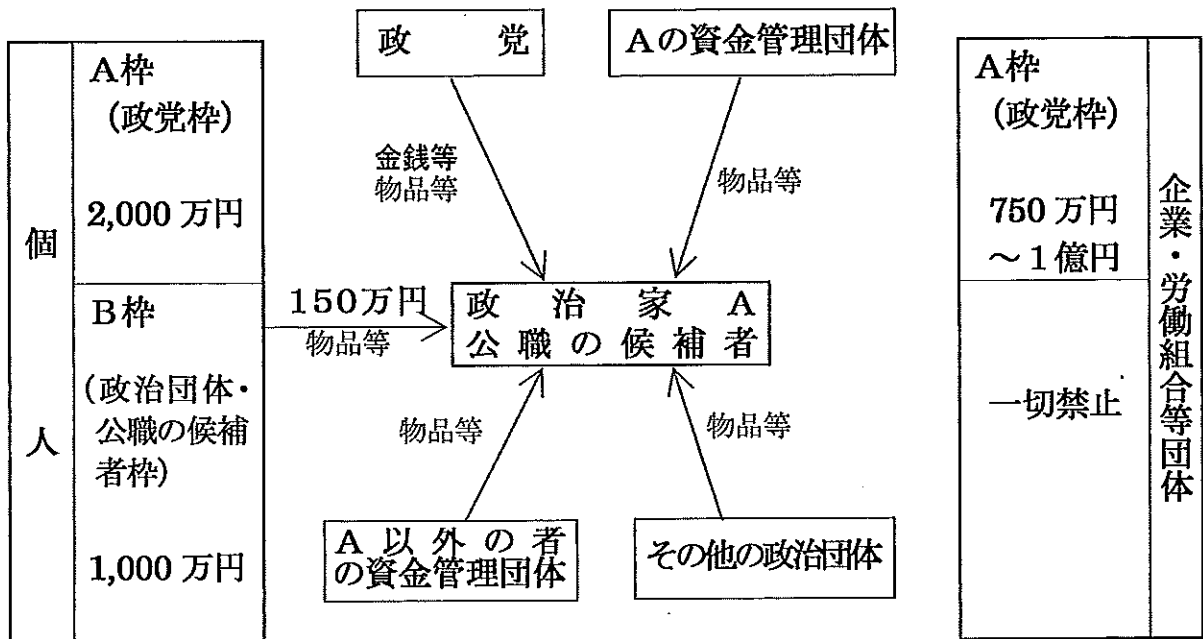
(2) 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払い(パーティー券の購入)をする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面(開催の案内状又は開催通知及びパーティー券のいずれか)により告知しなければなりません(規正法22条の8②)。

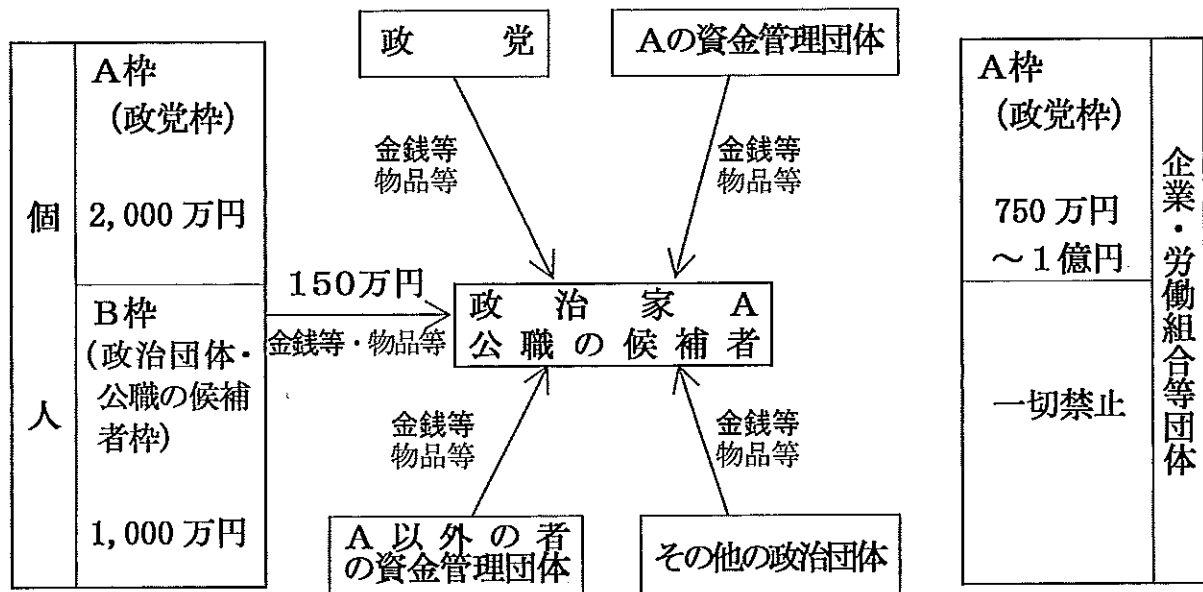
その告知の文言は「この催物は、政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーです。」と記載して下さい(規正規則20条)。

資料2 政治家個人への政治資金の流れについて

○ 政治活動（選挙運動を除く）に関する寄附



○ 選挙運動に関する寄附（陣中見舞等）



- (注) 1. 「金銭等」とは、金銭及び有価証券（小切手、手形、商品券、株券、公社債券等）をいう。
2. 「物品等」とは、物品、便益（事務所用の部屋等）、労務等をいう。
3. 上表中の寄附の年間限度額は、「○政治活動（選挙運動を除く）に関する寄附」及び「○選挙運動に関する寄附（陣中見舞等）」のそれぞれについて別に定めた上限額ではなく、両方を通じて適用される限度額である。
4. 公職の候補者、その後援団体等が寄附者となっている寄附については、公選法上の寄附制限がある。

資料 3 公職選挙法の寄附の制限について

平16.3.31(水)

| 寄附をしてはならない者 | 禁止期間 | 禁止の内容 |
|---|---|---|
| ①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法 199条① | 契約の当事者である間 | 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して |
| ②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法 199条① | | 当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して |
| ③国から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法 199条② | 利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実 に金額の給付のあった日 から起算して1年を経過 した日までの間 | 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して |
| ④地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法 199条② | | 当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して |
| ⑤公職の候補者等 公職選挙法 199条の2 | 時期を問わず | 当該選挙区内にある者に対して <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例外 <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治団体に対してする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">政治団体が後援団体であるときは、 ⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。</div> 2. 公職の候補者等の親族に対してする場合 3. 公職の候補者等が専ら政策上の主義 又は施策を普及するため選挙区内で行う 講習会その他の政治教育のための集会に関 し必要やむを得ない実費の補償（食事につ いての実費の補償を除く）としてする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">この講習会等には参加者に対して饗 応接待が行われるような集会は含 まれないし、この講習会等が選挙区 外で行われる場合も例外には当た らない。また、⑨、⑩に掲げる期間 に行われる場合も禁止される。</div> </div> |
| ⑥公職の候補者等がその役職員又は構 成員である会社その他の法人又は団 体 公職選挙法 199条の3 | 時期を問わず | 公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような 方法で、当該選挙区内にある者に対して 例外 〔政治団体に対してする場合〕 |
| ⑦公職の候補者等の氏名又はその氏名 が類推されるような名称が表示され ている会社、その他の法人又は団体 公職選挙法 199条の4 | | 当該選挙に関してその選挙区内にある者に対して 例外 〔政治団体又は公職の候補者等に対し てする場合〕 |
| ⑧後援団体（政治団体のうち、特定の公 職の候補者等の政治上の主義若しく は施策を支持し、又は特定の公職の候 補者等を推薦し、若しくは支持するこ とがその政治活動のうち主たるもの であるもの） 公職選挙法 199条の5① | | 当該選挙区内にある者に対して 例外 <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治団体又は当該公職の候補者に対し てする場合 2. 後援団体の設立目的により行う行事や 事業に関する寄附 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。 また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁 止される。</div> |
| ⑨何人も 公職選挙法 199条の5② | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期満了の日前90日 ・ 解散の翌日 ・ 選挙を行うべき事由が 生じた旨選管が告示し た日の翌日 等 </div> から当該選挙の投票日 までの間 | 後援団体の集会（結成のための集會も含む）、旅行行 事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗応 接待をし、又は金銭、記念品、その他の物品を供与す ること。 |
| ⑩公職の候補者等 公職選挙法 199条の5③ | | 自己に係る後援団体（資金管理団体を除く）に対して |

(注) ⑤の場合、逆に何人も公職の候補者等に対して、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附を誘導したり要求したりすることも禁止されます（親族が公職の候補者等に要求する場合等は除く）。